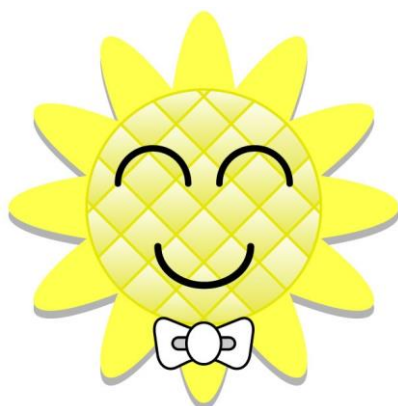


自立相談支援のしおり

～一人で悩まず、まずは相談を～



(市花：ひまわり)

小野市役所 社会福祉課社会福祉係

〒675-1380 小野市王子町 806 番地の 1

TEL 0794-63-1011

生活にお困りの方への支援制度です

小野市では、生活にお困りの方の自立を促進するための支援事業を実施しています。働きたくても働けない、住む所がない、など、まずは相談窓口にご相談ください。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

【概要】

この制度は、様々な理由により生活に困っている方（又は世帯）が、地域の中で安心して、自立した生活をおくることができるよう、福祉事務所設置自治体（兵庫県及び市）が、主に人的支援を行うことにより自立（日常生活自立、社会生活自立、経済生活自立）の促進を図るものです。

【相談例】

- ◇生活費も少なくなってきたけど働きたいが、ずっと働いていないので就職が不安である。
- ◇家族が引きこもっており、何とかしたいが相談できる人がいない。
- ◇最近収入が減ってきて、家賃が払えなくなっている。など

【事業内容】

① 自立相談支援事業

生活にお困りの方に対して、その悩みが深刻化・複雑化する前に、早期の相談支援を実施します。支援員が、あなたの課題と一緒に考え、活用できるサービス等を紹介します。支援の申込みがあった場合は、支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

② 住宅確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

【相談の流れ】

1. 相談者の生活状況などをお聞きし、抱えている問題を整理します。
2. 問題解決に向けて、支援員とともに支援プランを作成します。
3. 支援プランに基づき、生活の安定に向けた自立支援を実施します。

※支援プランの作成は本人同意が必要ですが、プラン作成を希望しない場合でもお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

小野市役所 社会福祉課社会福祉係（TEL 0794-63-1011）

※何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅へ訪問します。